

## 商品概要説明書

### セカンドライフローン

(2021年4月1日現在)

商品名	セカンドライフローン
ご利用いただける方	<p>○組合員もしくは組合員として加入できる方または地区内に在住、在勤の方。</p> <p>○お申込時の年齢が満60歳以上70歳未満の健康で返済資力のある者※。</p> <p>○J Aが指定する保証機関の保証が受けられる方。</p> <p>○その他J Aが定める条件を満たしている方。</p> <p>※健康とは、疾病・事故を問わず医療機関等に入院中および、自宅療養中で単独外出が困難でないものをいう。</p>
資金用途	<p>○見積書・注文書・契約書・領収書等によって資金用途が確認できる健康で文化的な生活を営むために必要な資金とします（事業性資金・旧債返済資金・投資的資金・遊興費は除きます）。</p>
借入金額	<p>○10万円以上100万円以内、1万円単位とし、所要金額の範囲内とします。</p> <p>※ただし、前年度年収の50%以内を限度とします。</p>
借入期間	<p>○6か月以上5年以内とします。</p>
借入利率	<p>○固定金利型</p> <p>お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。</p> <p>お借入時の利率は、3月1日、6月1日、9月1日および12月1日の基準金利（短期プライムレート）により、年4回見直しを行い、4月1日、7月1日、10月1日および1月1日から適用利率を変更いたします。</p> <p>○お借入利率には、年2.5%の保証料を含みます。</p> <p>○利率は店頭に掲示します。詳細については、J Aの融資窓口へお問い合わせください。</p>
返済方法	<p>○元利均等返済（毎月の返済額（元金＋利息）が一定金額となる方法）とし、毎月返済方式、特定月増額返済方式（毎月返済方式に加え年2回の特定月に増額して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の50%以内、1万円単位です。）のいずれかをご選択いただけます。</p>
担保	<p>○不要です。</p>
保証人	<p>○原則保証人は不要となりますが、必要となる場合がございます。</p>
手数料	<p>○ご融資の際や繰上返済、返済条件を変更する場合には、別途J A所定の手数料が必要となる場合がございます。詳しくはお近くのJ A窓口へご確認ください。</p>
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p>○苦情処理措置</p> <p>本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、J A本支店（所）にお申し出ください。J Aでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、J Aバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等</p>

	<p>を受け付けております。</p> <p>○紛争解決措置</p> <p>外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、上記 J A バンク相談所を通じ弁護士会を利用することができます。詳しくは同相談所（電話番号：03-6837-1359）にお尋ねください。</p>
その他	<p>○お申込みに際しては、J A および J A が指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>○印紙税が別途必要となります。</p> <p>○現在のお借入利率やご返済額の試算については、J A の融資窓口までお問い合わせください。</p>